

姫路獨協大学学位規程

(平成3年3月22日制定)

改正 平成 3年 11月 21日
平成 5年 3月 26日
平成13年 5月 17日
平成17年 2月 17日
平成20年 5月 22日
平成21年 7月 16日
平成26年 5月 29日
平成28年 3月 23日
平成30年 3月 15日

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路獨協大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、学位規則（昭和28年文部省令第9号）、姫路獨協大学学則及び姫路獨協大学大学院学則に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

(学士の学位の授与の要件)

第2条の2 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第3条 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、修士課程を修了した者に授与する。

(研究科の在学者の学位論文提出)

第4条 研究科に在学する者の学位論文は、当該研究科長に提出するものとする。

2 提出する論文は、1編とし、正本1通、副本2通とする。ただし、参考として他の論文を附加提出することができる。

3 学位論文提出時に、論文要旨1通を同時に提出するものとする。

4 審査のため必要があるときは、参考資料の提出を求めることができる。

(研究科の在学者の課題研究報告書提出)

第4条の2 大学院学則第37条第2項に定める特定の課題についての研究の成果（以下「課題研究報告書」という。）の提出については、各研究科において定める。

(審査の付託)

第5条 第4条の学位論文又は前条の課題研究報告書の提出があったときは、研究科長は研究科委員会にその審査を付託する。

(審査委員)

第6条 前条の規定により、学位論文又は課題研究報告書の審査を付託された研究科委員会は、所属教員のうちから学位論文の場合は3名以上、課題研究報告書の場合は2名以上の審査委員を選定してその審査を行わしめる。

2 研究科委員会において審査のため必要があると認めるときは、前項所定以外の教員の協力を求めることができる。

(研究科の在学者の学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験)

第7条 審査委員は、学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、提出された学位論文又は課題研究報告書を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭の方法により、これを行う。

3 学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験の終了は、在学期間中とする。

(審査報告)

第8条 審査委員は、前条の規定による学位論文又は課題研究報告書の審査及び最終試験の終了後、直ちに審査の要旨及び最終試験の成績に、学位を授与できるか否かの意見を添えて、研究科委員会に対して、文書で報告しなければならない。

(審査決定)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審査し、修士の学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の委員会は、構成員の3分の2以上の出席を要し、また修士の学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

(学長への報告)

第10条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、学長に対して、その結果を文書で報告しなければならない。

(学位の授与)

第11条 学長は、第2条の2に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条に規定する報告に基づき、修士の学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して修士の学位を授与し、修士の学位を授与できないと決定した者には、その旨を通知する。

(専攻分野の名称)

第11条の2 学位を授与するに当たっては、別表に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位の名称の使用)

第12条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、姫路獨協大学

の文字を付記するものとする。

(修士の学位の取消)

第13条 修士の学位を授与された者が、不正の方法によりその授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科委員会の議を経て、その修士の学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 研究科委員会が前項の規定による議決をなす場合には、第9条第2項の規定を準用する。

(様式)

第14条 学位記その他の様式は、別記のとおりとする。

(補則)

第15条 この規程の施行に必要な事項は、学群及び各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則 (平成3年 規程第6号)

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年 規程第30号)

この規程は、平成3年11月21日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則 (平成5年 規程第23号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年 規程第25号)

この規程は、平成13年5月17日から施行する。

附 則 (平成17年 規程第3号)

この規程は、平成17年2月17日から施行する。

附 則 (平成20年 規程第10号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年 規程第16号)

この規程は、平成21年7月16日から施行する。

附 則 (平成26年 規程第10号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年 規程第12号)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前の入学者については、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年 規程第3号）

この規程は、平成30年3月15日から施行し、平成28年度入学者から適用する。

別表（第11条の2関係）

1 学士の学位を授与する場合

| 学群学類名又は学部名 | 専攻分野の名称 |
|-----------------|---------|
| 人間社会学群 国際言語文化学類 | 言語文化 |
| 人間社会学群 現代法律学類 | 法律学 |
| 人間社会学群 産業経営学類 | 経営情報学 |
| 医療保健学部 | 医療保健学 |
| 薬学部 | 薬学 |
| 看護学部 | 看護学 |

2 修士の学位を授与する場合

| 研究科名 | 専攻分野の名称 |
|---------|---------|
| 言語教育研究科 | 言語教育 |
| 法学研究科 | 法律学 |
| 経済情報研究科 | 経済情報 |

様式 1 (第 2 条の 2 により学位を授与する場合)

| | |
|--|------|
| 第 号 | |
| 学 位 記 | |
| 大学印 | 氏 名 |
| | 生年月日 |
| 本学〇〇学部〇〇所定の課程 を修め本学を卒業したので学士(〇〇) の学位を授与する。 | |
| 平成 年 月 日 | |
| 〇 〇大学長 | |
| | 印 |

備考 番号の前に当該学群学類又は学部の頭文字を記入する。

様式 2 (第 3 条により学位を授与する場合)

| | |
|---|------|
| 言 法 修 法 経 修 第 号 | |
| 学 位 記 | |
| 大学印 | 氏 名 |
| | 生年月日 |
| 本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の 修士課程を修了したので修士(〇〇)の 学位を授与する。 | |
| 平成 年 月 日 | |
| 〇 〇大学長 | |
| | 印 |